

橘町の見どころ

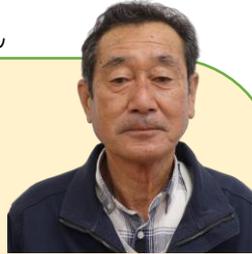
まちの歴史シリーズ ③⑧

橘町HP <https://tachibana-net.jp> [歴史・史跡](#) クリック

発行：橘町まちづくり推進協議会
ふるさと部会
発行日：令和7年8月1日
責任者：吉野 勝美
原稿作：宮下 正博
事務局：橘公民館 22-3884

今月号の案内者は

沖永区長 馬場 政宏さん



公業さんのエピソード
ばっかいナイ、
あんまい

地元と縁の遠かな〜い。

今回は、夏場の用水に貴重な

池の内ため池

ンことば話してみゅうかニャ。

こん、ため池は、**今年400年**

祭の年さ。そいけん、まずは、そ
ら辺からタップ君、詳しい説明をよ
ろしくネ。

●400年前は1625年だから
「江戸初期」だね。

この年に成富兵庫成安★①が設計して、武雄領★
②のかんがい用水★③のために造られたんだ。

根拠資料：武雄市史による

●しかし、橘町内の蓮池領内では田んぼのか
んがい用水が不足して、上野の玉江堤をつく
ったが、納手・大日・沖永では新田開発のため
の水がまだ足らなかつたんだ。

●そこで、1808年に前田伸右衛門★④と言
う人が、武雄領と交渉して、池ノ内ため池の
かさ上げを許可してもらったんだ。その
約定書が石碑★⑤と古文書★⑥と木板★⑦との3
種残っているよ。

●その後も、かさ上げや大規模改修があつた
ので、堤防を登った左端に数基の記念碑があ
るヨ。

●2010年には農水省のため池百選にもな
ったよ。

★① 成富兵庫

兵庫さんは、江戸初期に佐賀藩内の
あちこちの農業用水の開発を進めた人だよ

★② 武雄領

400年前の旧武雄市の範囲には、橘町に
蓮池藩領と本藩領があり、朝日町には
蓮池藩領と後藤領があつたんだ。武雄領
は後藤氏が治めていたので武雄後藤領。

★③ かんがい用水

有明海は干満の差が大きく、潮見川（六角
川）は満潮の時には、潮見付近まで塩水が
上がってきて、当時は農業用水に直接利用
することは難しかったんだ。

そこで、谷をせき止めて農業用水を確保し
たんだネ。

★④ 前田伸右衛門

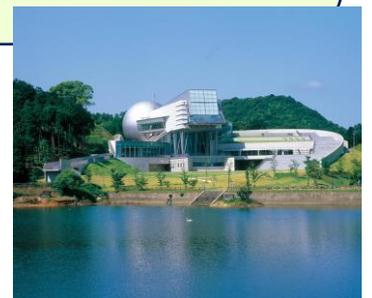
塩田の人。「手明鑑」
と呼ばれる平侍と
徒士との中間的な身分
だったが、献身的な働
きでかさ上げを実現。

今でも大日区に「前田宮」として祀られている。
根拠資料：武雄市史及びウィキペディアによる

★⑤ 堤防上の石碑（下写真 右の2つ）



今回は、私
の時代から
400年あ
とだから出
番なし



保養村の池内湖



池ノ内の水利用について嵩上げ時に決められた約条の現代語訳

- 一 池ノ内堤は武雄堤であること。
- 一 右の堤三町一反の元来の水溜りだけは無論、武雄一手の用水であるから、水境の土居（土手）の根切石の西の岩にしるしをつけておくこと
- 一 右のしるしより上を嵩揚げしたから、その分は両方でそれぞれ半分ずつ分けること
- 一 永島村・花嶋村（ともに武雄町永島）の飲水や遣水（庭などに引く水）は内野子堤の水を池内堤に落とし込んで四部（四割）ほど欠栓（栓を抜く）して梅雨に入り雨がづづくまで落とすこと
- 一 嵩上げた水を落とす場合は双方の庄屋が立ち合って水分すること
- 一 梅雨すぎになって此の方（大日村）で水が不要 なるて其方（武雄の方）だけ入用の場合は、両方の庄屋が相談して入用の分の水が必要な日数間、元の池内堤の池水を半分だけ水分すること
- 一 堤の嵩揚げによる潰地や溝筋の補償として大日村のうち田数二町六段二十八歩、納手村のうち三町一段五畝十二歩八合だけの田地を代地として武雄の方にさしあげる。もつとも後年になって水持ちが悪くなり、浚方ができない場合は其滞方（武雄の方）で勝手に開いてよく、それだけの代地は蓮池領に差し返すこと
- 一 水下になった野方や道川は代地なしに相談すること
- 一 井樋や尺八（内法八寸内外堅樋）の修理や作り替えは武雄の方で経費は負担する。もつとも夫丸（人夫）は双方よりさしだすこと
- 一 土居（土手）そのほかの普請（土木工事をする）所ができた場合は双方から人夫をだすこと
- 一 作水（水田用の水）が不要な時節に双方より人夫を出し地堤まで毎年泥流しをすること
- 一 池内堤は武雄の御獵場であるから、今後も、武雄領の自由に任せ、蓮池藩領側で獵をしない（魚をとらない）なお、耕作用の水がいる場合に水落は禁止する
- 一 古屋敷（池内堤の南東部）の溝筋のために代地をさし出しているが、そこに此方で石井樋をはめたから、井樋の上は其御方（武雄）の百姓が自由に耕作してよいこと
- 一 琵琶崎より潮見までの道下に武雄領の田があるが、此方（蓮池領側）で溝を立てたので早損した所ができたので、此方の溝より早損しないように竹井樋をはめるように相談しておくこと
- 一 潰地並びに代地は疇（田の境）まで畝数のうちに入れること
- 一 後年に至って間違いがないように約定の通り、石に刻んで土手に建て、双方の庄屋にも右同様に板に記して渡しておく